

令和4年第3回定例会

胆振東部消防組合議会会議録

令和4年12月27日 開会

令和4年12月27日 閉会

胆振東部消防組合

第3回胆振東部消防組合議会定例会

令和4年12月27日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 提案理由の説明
- 4 議案第1号「胆振東部消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について」
- 5 議案第2号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」
- 6 議案第3号「消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について」
- 7 議案第4号「令和4年度胆振東部消防組合補正予算（第4号）について」
- 8 報告第1号「令和4年度定期監査の結果報告について」
- 9 報告第2号「現金出納例月検査の結果報告について」

○出席議員

1番	箱崎英輔君	4番	大捕孝吉君
2番	工藤秀一君	5番	栗原健一君
3番	橋本豊君	6番	佐藤守君

○出席説明員

管理者	宮坂尚市朗君
副管理者	西野和博君
代理監査委員	佐藤公博君
消防長	稲葉博徳君
次長	横井幸男君
防災課長	関根徹君
安平支署長	小笠原規人君
追分出張所長	米倉俊也君
厚真支署長	工藤芳一君
鷗川支署長	五十嵐康広君
穂別支署長	酒井裕君

○出席事務局職員

局長	蛭子雅文君
書記	立石恵輝君
書記	森田一君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長 只今の出席議員は、6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回胆振東部消防組合議会定例会を開会いたします。

- 議 長 本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第89条の規定により、1番箱崎 議員、2番工藤 議員の2名を
指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたします。
これにご異議ありませんか。

〔「異議無し」という声あり〕

異議無しと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 提案理由の説明

- 議 長 日程第3「提案理由の説明」を求めます。 宮坂 管理者

- 管 理 者 （記載省略、議事録音有り）

◎日程第4 議案第1号 胆振東部消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正
について

- 議 長 日程第4 議案第1号 「胆振東部消防組合職員の定年等に関する条例の
一部改正について」を議題と致します。本案についての説明を求めます。
横井次長。

- 次 長 （記載省略）

- 議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第1号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議無し」という声あり〕

異議無しと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎ 日程第5 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議 長 日程第5 議案第2号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題と致します。本件について説明を求めます。横井次長。
- 次 長 (説明省略)
- 議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第2号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議無し」という声あり〕

異議無しと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎ 日程第6 議案第3号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について

○議 長 日程第6 議案第3号「消防指令業務に係る事務の委託に関する協議についてを議題と致します。 本件について説明を求めます。 関根防災課長。

○防災課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか

○佐藤議員 はい

○議 長 佐藤議員

○佐藤議員 ちょっとあの伺いをさせていただきます。
ちょっとあの内容的にちょっとあの的をえてるかどうかわからないんですけどまああの一回 条例の一部改正ということで むかわ町の議会の方でもいろいろまあ議論はいたしました、いろんな意見が出た中で最終的には全員の賛成を得て、条例の改定については議決をいただく方なんです、まあ担当者の方からは色んなメリットの話、説明は受けました、まあしかしながらですね、まあ今回あの一共同運用するにあたって、これから事務の委託がする協議がまあ今日議決されれば始まるということなんです、まああの一消防支署まあそれぞれ支署があるんですけどもメリットの他に課題等はあるかと思うんですねそれではそういった各支署の課題等については消防本部の方で、それぞれ協議をして、そしてまあ解決をして行かなければならないと思うんですねけれども、まあこの協議の委託で苦小牧との話し合いの課程中でですね消防本部としてえ一消防支署の課題、この解決に向けて何か日程的なスケジュールそういったものが、もしお考えがあるだったらお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 消防長

○消 防 長 はい 今の質問の中で今後の苦小牧市消防との、胆振東部消防組合における支署の課題等についての話し合いの今後の日程を質問されたかと認識しております。今後の協議の日程につきましては、市長の基本合意に至った記者発表の後という風に聞いておりましたが、まだいつやるかという話は苦小牧の消防の方から来てはおりません以上でございます。

○管 理 者 はい

○議 長 管理者

○管 理 者 この件についてはですね、詳細のあの中身については今後まだ詰める余地がある、今回の協定議題は規約そのもののどちらがどういった業務、あの一経費を持つなど、言うことが網羅されている協議では無いかと、あの一当然あの一胆振東部消防組合のですね、胆振東部消防組合支署という話で、それぞれ町には支署と言う形で支署がおかれてる、それぞれ支署のおかれても、例えばむかわ町の中の鶴川支署それから穂別支署、それから安平の場合は、安平の中にある安平支署、それから追分出張所のようにですね、厚真町の場合は厚真支署そして、上厚真分遣所それぞれえ一支署の中の当

務体制こういったものも所属それぞれ現状には体制には差がございます。これを明確なところまで調整してまいりました。今後あの一指令通信業務をですね、そっくり苫小牧市消防組合、苫小牧市の消防署のですね、請け負っていただく関係がありますので、当然それぞれの支署で担うですねこれまでの消防指令通信業務、ま今後業務つては、当然無くなるという前提でございますが、それでもそれぞれ区域的な特長も多少考慮していく経過措置とそういったものもですね、十分に協議して行かねばならないし、またあの胆振東部消防組合としての統合運用というのが題材にあります。との統合運用するにあたって、各支署任せと言うよりもですね、組合の中の胆振東部消防署、胆振東部組合の消防署とですね、機能をどう最大化して行くか、そういうところを今後の大型自然災害えーそれから、様々な高度な火災、予防業務あるいは消火業務のですね迅速に的確にあるいは機能的に運用していくかそういったところもですね十分にあの一各支署とも協議しながら、それから苫小牧消防署とですね十分に協議して行きたいと考えております。 以上です

○佐藤議員 はい

○議 長 佐藤議員

○佐藤議員 ありがとうございます。まああの一ちょっと先走った質問になったのかもかもしれませんけれども、まああくまでも基本合意とのことで、まあこれからまあ事務を進めというあろうかと思うんですけど、ただあの一支署の中では5年6年が基本設計と実施設計で、まあ8年がまあ共同運用という、まあそういうことを考えると、まあ5年と言うともう年明ければ5年ですから、だからその辺である程度、本部を中心とした組合ですね、ここだけでもその課題整理って言うものはある程度して行かなかつたら苫小牧との協議、白老との協議もなされないのでは無いかなど思ったものですから、ちょっと先走った質問になりましたけども5年6年と基本計画と実施計画までの間にはなんだかのその一消防支署の課題解決っていうのが先にあってもいいのかなと思いの中でちょっと質問させていただきました。

○管 理 者 はい

○議 長 管理者

○管 理 者 基本的な質疑に関してはですね。えー苫小牧市とそれから白老、そして胆振東部消防組合、全体としてえー課題難しい案件はございません。えー統一される機器が統一されることによって今後の運用それから技術更新これが非常にスムーズにされますし、もちろん財政的な措置はなされるという事でございますので、そちらのグループについてはまあメリットしか無いただあのこれまでの各支署単位で実際に指令、通信にあたられた体制とそれから当務としてですね、実際に出勤している体制と、これはあの一統合するために当然再編成をしてから行かなければならないよな一、そう言っ事も視野に入れてですね、あの一教育を進めていき時間は胆振東部消防組合内部には当然残ります。それについては、その一設備とは別にですねえーどのような組織体制が今後の胆振東部消防組合として、住民の皆様、管内の住民の皆さんの安心安全を確保する最適化出来るかということ十分に協議して行きます。それに伴う協議の内容、進捗状況についてはですね、当然あの一支署単位については自賄い方式と言うこともございます

んで、それぞれ構成町も首長ともそれから議会議員の皆様にもですね、十分に経過報告、それから、課題をどう整理したかと言う途中経路をですね議員協議会等について皆さんのご意見を伺いながら、あの一課題整理をして行きたいという風に考えてございます。以上です。

○議長 ほか、質疑はありませんか

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第1号について採決を行います。
本件について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議無し」という声あり〕

「異議なし」と認めます。
よって、本件は認定することに決しました。

◎日程第7 議案第4号 令和4年度胆振東部消防組合補正予算(第4号)について

○議長 長 日程第7議案第4号「令和4年度胆振東部消防組合補正予算(第4号)について」を議題といたします。
本件について説明を求めます。横井次長。

○次長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第2号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議無し」という声あり〕

異議無しと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第8 報告第1号 令和4年度定期監査の結果報告について

- 議 長 日程第8報告第1号「令和4年度定期監査の結果報告について」は、議案書34ページから36ページに記載のとおり監査報告でございますので、報告済みといたします。

◎日程第9 報告第2号 現金出納例月検査の結果報告について

- 議 長 日程第9報告第2号「現金出納例月検査の結果報告について」は、議案書37ページから42ページに記載のとおり監査報告でございますので、これも報告済みといたします。

◎閉会の宣言

- 議 長 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了致しました。これをもちまして、令和4年第3回胆振東部消防組合議会定例会を閉会致します。

閉会 午前10時43分